（加算の支給停止事由該当の届出）

第六条　平成二十二年経過措置政令第七条第一項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者及び同令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十一年経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有することとなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りではない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四　昭和六十一年経過措置政令第二十八条に定める給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

（加算の支給停止事由消滅の届出）

第七条　老齢基礎年金の受給権者は、平成二十二年経過措置政令第九条第一項の規定によって同令第七条第一項の規定により加算する額の支給を停止されている老齢基礎年金及び同令第九条第二項の規定によって支給を停止されている同令第八条第一項の規定による老齢基礎年金について、当該加算額又は老齢基礎年金の支給停止の事由が消滅したとき（国民年金法第二十条第一項の規定又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定に該当しなくなったことにより支給停止の事由が消滅したときを除く。）は、国民年金法施行規則第十七条の七の規定にかかわらず、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、国民年金法施行規則第十七条第一項に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四　支給を停止すべき事由となっていた昭和六十一年経過措置政令第二十八条に定める給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

五　支給を停止すべき事由が消滅した年月日

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者（老齢厚生年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）にあっては、提出日前一月以内に作成された当該受給権者の生存に関する市長村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　老齢基礎年金の年金証書

三　支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

告示

○農林水産省告示第二百二十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十二月八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22832	クロチアニジン・トリシクラゾール・パリダマイシン・フェリムゾン粉剤	ノンプラスパリダダントツH粉剤DL	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明

○農林水産省告示第二百二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十二月十三日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22833	アゾキシストロビン・メタラキシルM粒剤	ユニフォーム粒剤	東京都中央区晴海一丁目8番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　村田興文

○農林水産省告示第二百二十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十二月十三日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22834	プロピリスルフロン粒剤	ゼータワン1キロ粒剤	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22835	プロピリスルフロン粒剤	協友ゼータワン1キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明
22836	プロピリスルフロン水和剤	ゼータワンフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22837	プロピリスルフロン水和剤	協友ゼータワンフロアブル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明
22838	ピラクロニル・プロピリスルフロン粒剤	メガゼータジャンボ	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22839	ピラクロニル・プロピリスルフロン粒剤	ビクトリーZジャンボ	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明
22840	ピラクロニル・プロピリスルフロン水和剤	メガゼータフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22841	ピラクロニル・プロピリスルフロン水和剤	ビクトリーZフロアブル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明
22842	ピラクロニル・プロピリスルフロン粒剤	メガゼータ1キロ粒剤	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22843	ピラクロニル・プロピリスルフロン粒剤	ビクトリーZ1キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明
22844	プロピリスルフロン粒剤	ゼータワンジャンボ	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22845	プロピリスルフロン粒剤	協友ゼータワンジャンボ	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小高根利明

○農林水産省告示第二百二十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十一月十二日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22846	シクロスルファムロン・ペンゾピシクロン・ペントキサゾン粒剤	半蔵1キロ粒剤	東京都港区六本木六丁目10番1号　BASFジャパン株式会社　代表取締役社長　成尾友良
22847	フェントラザミド・プロモプチド・ベンスルフロンメチル粒剤	イノーバトリオ1キロ粒剤51	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント